

総 税 市 第 1 0 号
平成 2 6 年 4 月 1 日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

「肉用牛売却所得の課税の特例措置の取扱いについて」の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）が平成 2 6 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、「肉用牛売却所得の課税の特例措置の取扱いについて」（昭和 4 3 年 4 月 3 0 日自治市第 3 7 号）の一部を下記のとおり改正しますので、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

本文中「平成 2 7 年度」を「平成 3 0 年度」に改める。
本改正については、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。